総務課

1 概 要

第2回行財政改革推進委員会(福嶋浩彦委員長)を開催し、行財政改革プランなどに対して意見をいただいたほか、本年度の事業レビュー対象事業の選定をいただいた。

2 行財政改革プランの概要

本格的な少子高齢化への社会構造の変化にあっても、質の高い住民サービスを提供するため、事務事業の見直しを含めた行財政改革を推進するためプランを策定する。

プランでは、「情報共有の徹底」、「財政構造改革」、「行政体制改革」の3つの基本方針に基づき、見直しなどの改革を集中取組期間として3年間取り組む(R3年度まで)。

<主な取組(一部)>

- ・町民へ税金の使途をわかりやすく伝え、町民の町政への関心を高める
- ・民間との連携(民間活力の導入)による質の高い行政サービスの提供
- ・補助金、使用料の適正化(3年ごとの効果検証・見直しなど)
- ・少ない職員で効率的に事務を処理する体制づくり(ICT等の最新技術の導入) など

3 事業レビュー対象事業の委員会決定 (9事業)

地域おこし協力隊活動事業、斎場管理事業、公民館活動、白鳳祭、交通費補助制度(4助成事業)、シルバー人材センター運営費補助金、社会福祉協議会補助金、商工会補助金、観光情報発信業務委託

※日時: 令和元年 10 月 12 日 (土)、13(日) 9:00~17:00(予定)

4 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の概要

サービス・施設利用者と利用しない者との「負担の公平性」を確保するため利用者に 適正な負担を求める。受益者負担の割合は、サービスごとに「日常生活上の必要性」と 「民間による提供の可能性」により、適切な負担割合を設定する。

5 委員会の主な意見

- (1) 行財政改革プランについて
 - ・町民の意見を聴く方法は、新たな取組ではなく、地区別懇談会など従来の方法を充 実させることが必要
 - ・プランの取組に対する目標、削減効果を金額で設定することを検討
- (2) 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針について
 - ・使用料、手数料の一覧及び公的負担割合の例示が必要
 - ・「基礎的サービス」の判断基準は、「大半の町民」などの数ではないため、定義の整 理が必要